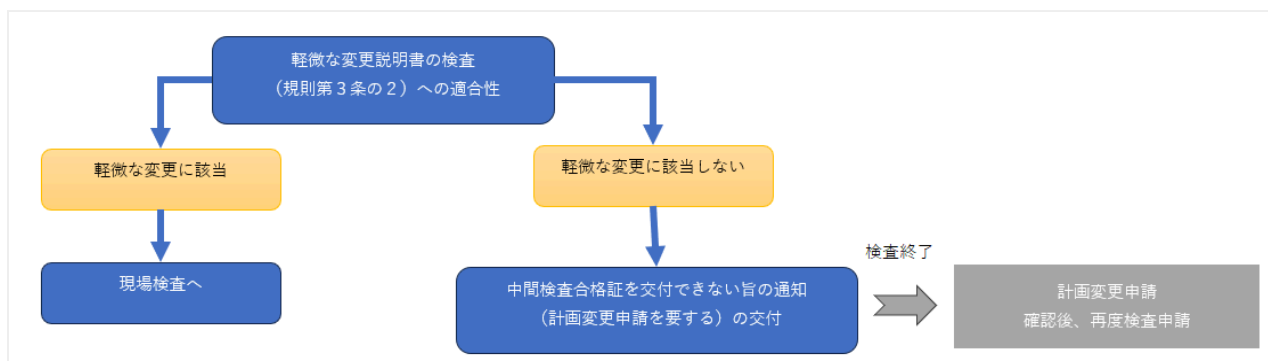
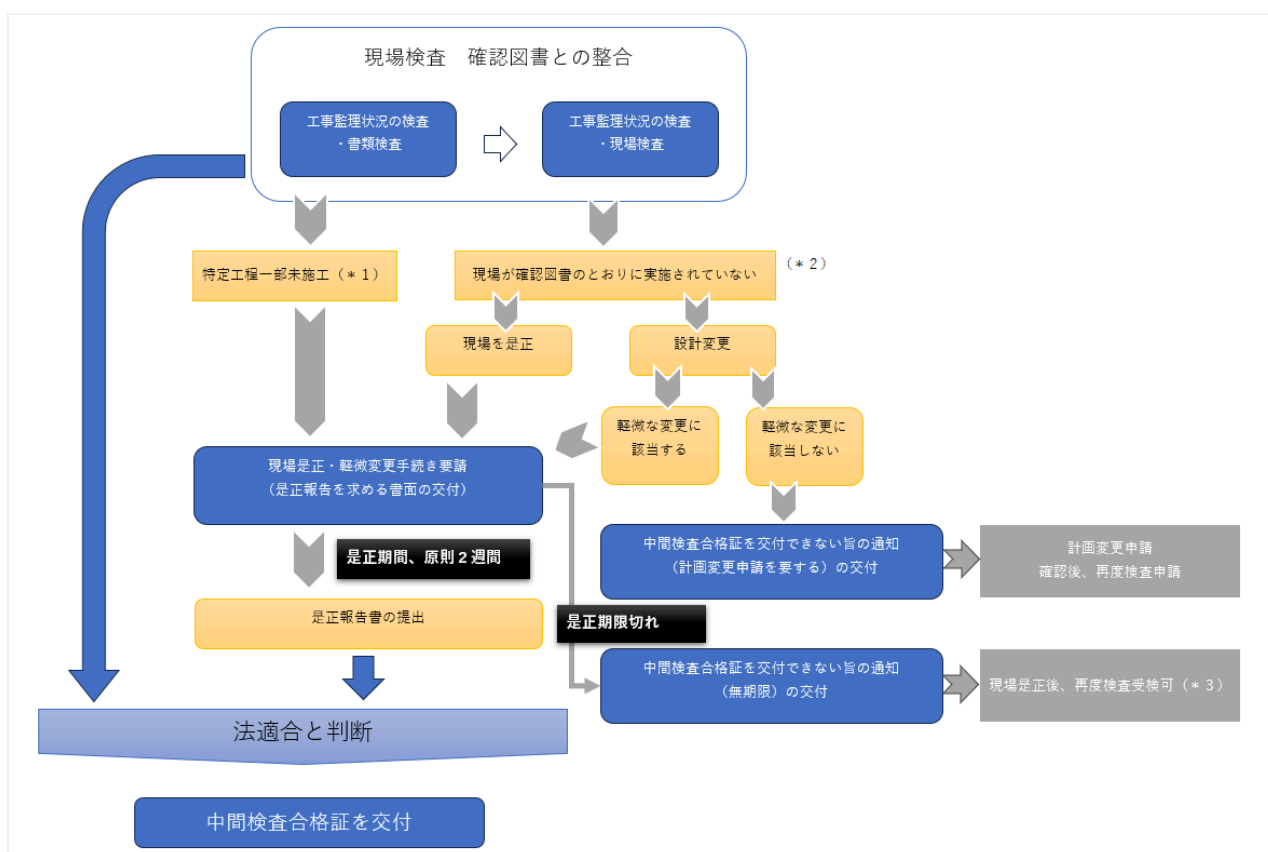


- ・確認申請以降、または前回の中間検査以降に軽微な変更があり、軽微な変更説明書が添付されている場合、変更内容が（施行規則第3条の2）に適合しているかどうかを審査します。



- ・軽微な変更の内容が、規則第3条の2に適合しない（軽微な変更該当しない）場合、**中間検査合格証を交付できない旨の通知**を交付し、中間検査を終了します。計画変更申請をしていただき、確認後の再申請となります。
- ・軽微な変更の内容に関しては、検査に先立って審査部に相談いただくことを推奨します。

現場検査



- (※1) 特定工程に到達していない部分が多すぎる場合は、検査申請を取り下げて再度申請してもらうケースもあります
- (※2) 計画変更でも対応できない場合、大規模な是正工事を要する場合は「中間検査合格証を交付できない旨の通知（無期限）」の交付となるケースもあります
- (※3) 特定行政庁の指導が入る場合もあります。再検査で特定工程後の工程に進んでいることがわかった場合は検査することができませんので、次工程には進まないようにご注意ください

是正報告書の提出期限は原則2週間としています。従前1週間ごとに是正状況の確認の連絡をいれておりましたが、今後の連絡は是正期限の到達時のみとします。担当検査員との協議により1週間程度の期間延長は可能ですが、早めに報